

令和3年度

霧島市

事業継続

申請締切

令和3年

9/30

※消印有効

木

支援給付金

第3期

対象者

売上が**20%以上50%未満**の
範囲内で**減少**した事業者

法人に

個人
事業者

20万円給付

10万円給付

給付には要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

次の事業者等は本給付金の**交付対象外**です

- ① 国の月次支援金の対象となる事業者
- ② 鹿児島県事業継続一時支援金給付事業の対象となる事業者（売上が50%以上減少）
※売上が50%以上減少した事業者は、この給付事業に申請することになります。
- ③ 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の対象となる飲食店
※受給の有無に関わらず、時短要請協力金の対象となる飲食店は本給付金の交付対象外です。
- ④ 次に掲げる霧島市事業継続支援給付金の給付を受けた事業者
 - ・令和3年度タクシー事業者等緊急支援型
 - ・令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期
 - ・令和3年度飲食店取引事業者緊急支援型

●お問い合わせ先

霧島市商工振興課

☎0995-55-1603

土日・祝日を除く
午前8時15分～午後5時

申請書類は、市ホームページでダウンロードしていただくか、 本庁や各総合支所、市民サービスセンターで お受け取りください。

詳しくは市ホームページをチェック！



1 申請

- (1) 申請書類（詳しくは市ホームページ「申請書類一覧」でご確認ください。）
申請様式（様式第1号～第3号）、通帳の写し、確定申告書類、市県民税等申告書、売上台帳
- (2) 申請期限 令和3年9月30日（木）※消印有効
- (3) 申請方法 原則として郵送（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。）
- (4) 提出先・お問い合わせ先
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市商工振興課 事業継続支援給付金担当
☎0995-55-1603 土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

2 対象者（詳しくは市ホームページ「申請要領」でご確認ください。）

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）
※フリーランスを含む個人事業主については、事業所（店舗）が市内であることと全収入（一時収入等を除く）の2分の1以上が、事業活動における売上である方に限ります。
また、事業所を有しない個人事業主は令和3年4月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。

3 要件【以下の(1)～(9)全てを満たすもの】

- (1) 令和3年4月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月又は令和3年6月のいずれかの指定する1か月の売上が、前年同月又は前々年同月と比較して、20%以上50%未満の範囲内で減少していること。
- (3) 令和元年分又は令和2年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得又は給与所得並びに不動産所得のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 令和元年又は令和2年に市税（法人においては法人市民税）を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

4 給付額【法人や個人事業主ごとに申請してください。給付金（第3期）の交付は1事業者につき1回限りです。】

- (1) 法人 20万円
- (2) 個人事業者 10万円

国の支援制度

- ・月次支援金（上限額 中小企業等20万円/月、個人事業者等10万円/月） お問い合わせ先 ☎0120-211-240

県の支援制度

- ・鹿児島県事業継続一時支援金給付事業（上限額 中小企業等30万円、個人事業者15万円）
お問い合わせ先 ☎099-833-3221
- ・鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金（上限額 個人・中小企業105万円、大企業20万円）
お問い合わせ先 ☎099-295-0286